

昭和学院短期大学 クラブ規約

第一条（目的）クラブ活動は部員の個性を伸ばし部員相互の協力、協調性を促し、クラブ活動を通し人間性を高め、趣味や能力を極めることを目的とする。

第二条（組織）クラブは学生会クラブ支援委員会による承認を得て毎年組織される。

第三条（構成）クラブ員は在学生により構成される。

第四条（新設・解散・休部）クラブの新設・解散・休部は、学生会クラブ支援委員会にその内容を申請書により提出し、承認を得なければならない。

第五条（予算）各クラブは年度の初めに予算を提出し、学生会クラブ支援委員会の承認を得なければならない。

第六条（計画）各クラブの年間計画は4月にその活動計画と予定表・クラブ員名簿を、学生会及び学生会クラブ支援委員会に提出しなければならない。

第七条（活動報告）各クラブは年度末（3月末）までに、活動報告（収支含む）とクラブ員名簿を提出しなければならない。

第八条（部長・副部長）クラブには部長・副部長を選出し、代表とする。クラブの規模・活動内容によっては、会計・主務を置くことを認める。

第九条（資格）クラブの所属は原則的に1人1クラブとする。クラブの承認があれば、2つまでの所属を認める。

第十条（入・退部）入・退部する場合は、その希望を所定の用紙に記入し、各クラブに提出し承認を得る。休部の場合もこれに準ずる。

第十一条（学生会クラブ支援委員会）学生会クラブ支援委員会はクラブ活動を活発化し、円滑化するための連絡支援組織である。各クラブの学生代表と担当教員から構成される。

